

公益財団法人神奈川県公園協会公益通報者保護に関する要綱

令和7年2月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人神奈川県公園協会(以下「協会」という。)の業務に関し、法令違反行為が生じた場合における協会の公益通報等に適切に対応する体制を定めることにより、公益通報者保護法(平成16年6月18日法律第122号。以下「法」という。)の趣旨に則り、法令違反行為の早期発見・調査・是正を図り、公益通報者を保護し、もって協会のコンプライアンス経営の推進・強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

用語	定義
職員	協会の正規職員、一般職員、特定職員、主任専門員、専門員、パート職員として直接雇用されている者
職員等	職員及び協会に勤務する派遣労働者
役員	協会の理事長、専務理事、理事、監事
退職者	「職員であった者」のうち退職後1年以内に通報した者、及び「派遣労働者であった者」のうち派遣労働終了から1年以内に通報した者
法令違反行為	協会及び協会役員・職員等・退職者・代理人その他の者(法第2条第1項)による、法第2条第3項に掲げる法令に違反する行為
通報	法令違反行為を知らせること
相談	通報に先立ち又は通報に関連して、必要な助言を求めること
公益通報等	役員・職員等・退職者及び協会と継続的契約を締結している取引先の役員・労働者・退職者からの協会への通報及び相談
公益通報者	公益通報等を行う者
被通報者	公益通報等の対象となる法令違反行為を行った者又は行おうとしているとして通報された者
本体制	協会の公益通報等に応じ、適切に対応するために整備する体制
不利益な取扱い	職員等としての地位の得喪に関する事(解雇、退職願の提出の強要、労働契約の終了・更新拒否、本採用・再採用の拒否、休職等)、人事上の取扱いに関する事(降格、不利益な異動等の命令、昇給・昇格における不利益な取扱い、懲戒処分等)、経済待遇上の取扱いに関する事(減給その他給与・退職金等における不利益な取扱い、損害賠償請求等)や精神上・生活上の取扱いに関する事(事実上の嫌がらせ等)、その他の一切の不利益な取扱い

用語	定義
コンプライアンス委員会	協会がコンプライアンス要綱(平成 24 年 11 月 1 日制定)第 4 条に基づき設置する委員会
従事者	理事長が法第 11 条第 1 項に規定する公益通報対応業務従事者として指定した者
対象事案	本件窓口に対して通報又は相談が行われた法令違反行為
調査協力者	対象事案に関する調査に協力した者
公益通報対応業務	公益通報等を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる業務の全部又は一部
公益通報窓口	公益通報等を受け付ける窓口

(公益通報体制の整備)

第 3 条 専務理事は、本体制の責任者として、主体的に体制の構築・推進・改善を行うものとし、協会の役員・職員等・退職者・継続的契約を締結している取引先に対し、法及び本体制並びに本体制を通じたコンプライアンス確保の重要性について、十分に教育・周知を行う。

2 専務理事は、本体制に係る業務執行を担当するものとし、業務遂行の状況について、定期的に理事長に報告する。

3 総務企画課長は、専務理事の指示に基づき、本体制の整備、役員・職員等・退職者・継続的契約を締結している取引先に対する広報、定期的な研修、説明会その他適切な方法による教育・周知、及び本体制の見直しを行う。

(公益通報窓口の設置)

第 4 条 公益通報窓口は、高井佳江子法律事務所の高井佳江子弁護士とする。

電話 045 (671) 1516 (土日・休日、年末年始を除く 9 時 30 分から 17 時まで)

郵送 〒231-0007

横浜市中区弁天通二丁目 25 番地 関内キャピタルビル 402 号室

高井佳江子法律事務所 (県公園協会公益通報窓口 高井弁護士) 宛て

2 理事長は、高井佳江子弁護士に公益通報窓口の設置等の業務を委託し、業務委託締結後、第 6 条第 1 項に定める者に周知する。

(従事者の指定)

第 5 条 理事長は、高井佳江子法律事務所 高井佳江子弁護士を公益通報対応業務従事者の指定書(第 1 号様式)により、従事者として指定する。

2 理事長は、第 9 条に定める調査、第 10 条に定める是正措置・再発防止策等において公益通報者を特定させる事項を含めて関与する者は、対象事案毎にその都度、公益通報対応業務従事者の指定書(第 1 号様式)により、従事者に指定する。

3 前項において、弁護士以外の者を従事者として指定する場合、理事長は当該従事者から公益通報対応業務従事者指定における誓約書(第 2 号様式)を提出させるものとする。

(公益通報窓口の受付の対象)

第6条 公益通報窓口を利用して公益通報等を行うことができる者は、協会の役員・職員等・退職者及び協会と継続的契約を締結している取引先の役員・労働者・退職者とする。

- 2 公益通報窓口において受付の対象とする公益通報等の内容は、法令違反行為とする。なお、非常勤役員において受付の対象とする公益通報等の内容は、原則として常勤役員の法令違反行為に限る。
- 3 公益通報窓口は、本体制に関する質問や、公益通報等に関連する不利益な取扱いに関する申出に対しても対応する。

(公益通報窓口への公益通報等の方法)

第7条 公益通報窓口への公益通報等の方法は、電話、書面又は面談の方法を基本とする。

ただし、当該方法以外の方法により公益通報等が行われた場合であって、実質的に公益通報窓口へ公益通報等をしたといえるものについては、公益通報窓口において受け付けるものとする。

- 2 公益通報窓口では、匿名により行われた公益通報等も受け付けるものとする。

(公益通報窓口における公益通報等の受付)

第8条 公益通報窓口において公益通報等を受け付けた従事者は、公益通報者の連絡先が分からない場合又は通知を希望しない場合を除いて、公益通報者に対して、通報を受け付けた旨を速やかに通知する。

- 2 公益通報窓口において公益通報等を受け付けた場合には、従事者は公益通報者の意向を十分に踏まえた上で、専務理事に公益通報等の概要を報告する。

(調査)

第9条 公益通報窓口の従事者は、公益通報窓口において公益通報等を受け付けた場合において調査を実施するときはその旨を、正当な理由があり調査を実施しないときはその旨及び調査をしない理由について公益通報等を受け付けた日から20日以内に内部通報者に通知する。

- 2 前条第2項において概要報告を受けた専務理事は、コンプライアンス委員会に諮り、調査することを決議した場合、コンプライアンス委員会の指揮の下で対象事案に係る所属において公正かつ公平な調査を行う。

ただし、コンプライアンス委員会において、専門家による調査が必要と判断した場合には、外部の専門家に調査を行わせることができる。

- 3 前項ただし書きの規定により調査を行った外部の専門家は、速やかに調査結果をコンプライアンス委員会に報告する。
- 4 役員・職員等は、コンプライアンス委員会から依頼を受けた対象事案に係る所属又は外部の専門家が調査を行う場合には、当該調査に協力しなければならない。調査を妨害してはならない。

(是正措置・再発防止策等)

第10条 前条の調査の結果、法令違反行為が明らかになった場合には、コンプライアンス委員会は、速やかに法令違反行為の停止、行為者への懲戒処分等の是正措置を講じた上で、再発防止策を策定する。

- 2 コンプライアンス委員会は、前項の是正措置及び再発防止策をとった後、適切な期間を設定した上で、当該期間経過後に、当該是正措置及び再発防止策が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置又は再発防止策等を講じる。
- 3 公益通報窓口の従事者は、公益通報者の連絡先が分からない場合又は通知を希望しない場合を除いて、公益通報者に対し、公益通報等に係る法令違反行為の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該法令違反行為がないときはその旨を、被通報者及び調査協力者を含む利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知する。

(組織の長その他幹部からの独立性の確保)

- 第11条 前2条の規定にかかわらず、公益通報窓口において役員(理事長を除く。)を被通報者とする公益通報等を受け付けた場合には、組織の長その他幹部からの独立性を確保するため、理事長は、監事に当該公益通報等の情報を共有した上で、当該公益通報等に係る公益通報対応業務の方針について協議を行い、公益通報対応業務を行う。
- 2 前2条の規定にかかわらず、公益通報窓口において理事長を被通報者とする公益通報等を受け付けた場合、組織の長その他幹部からの独立性を確保するため、公益通報窓口は、監事に当該内部通報等の情報を共有した上で、当該公益通報等に係る公益通報対応業務の方針について協議を行い、専務理事及び監事の指示に従い、公益通報対応業務を行う。
 - 3 前項の場合においては、第5条(従事者の指定)及び前2条(調査、是正措置・再発防止策等)の規定にかかわらず監事又はその指示を受けた者が従事者を指定し、第9条(調査)の規定にかかわらず監事が調査を指揮し、第10条(是正措置・再発防止策等)の規定にかかわらず監事が是正措置・再発防止策等を指揮する。

(利益相反関係の排除)

- 第12条 公益通報窓口において受け付けた公益通報等について、公益通報等に係る事案に関係する者は、当該公益通報等に係る公益通報対応業務について、調査や法令違反行為の是正措置等の検討に関与することができない。
- 2 役員・職員等が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、当該役員・職員等は、前項の「公益通報等に係る事案に関係する者」に該当する。
 - (1) 法令違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者(被通報者に限られるものではない。)
 - (2) 対象事案で関与が指摘されている者又は関与が疑われている者
 - (3) 公益通報者若しくは被通報者と親族関係その他特別の関係を有し、公正な対応に影響を及ぼすおそれがある者
 - (4) (1)から(3)のほか、公正な対象事案の調査や法令違反行為の是正措置等の検討の実施を阻害し得る者

- 3 役員・職員等は、公益通報対応業務に関与する場合、これに先立ち、自身が「公益通報等に係る事案に関係する者」でないことを自ら確認の上申し出るものとし、公益通報対応業務の遂行中においても、自身が公益通報等に係る事案に関係する者でないことを確認する。
- 4 役員・職員等は、公益通報対応業務に関与するに当たり、自らが「公益通報等に係る事案に関係する者」であることが疑われる場合にはその旨をコンプライアンス委員会に報告する。
- 5 前項の報告を受けたコンプライアンス委員会は、公益通報等に係る事案に関係すると疑われる者の公益通報対応業務への関与が適当であるか否を判断した上、適当ではないと決議した場合は、その時点で公益通報対応業務から排除する。

(公益通報窓口以外（上司等）への公益通報等)

第13条 役員・職員等・退職者、継続的契約を締結している取引先の役員・労働者・退職者が、公益通報窓口以外の役員・職員等に対し公益通報等を行った場合において、当該公益通報等を受けた者が、自ら当該公益通報等に関する調査、是正等を行うことが困難又は不適切なときには、当該公益通報等を受けた者は、特段の事由が無い限り公益通報者の承諾を得た上で、当該公益通報等を公益通報窓口の従事者に報告する。

(不利益な取扱いからの保護)

- 第14条 役員・職員等は、公益通報者又は調査協力者に対して、これらの者に、法第2条第1項に規定する「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」がある場合を除いて、公益通報等をしたこと又は公益通報等に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱い又は嫌がらせをしてはならない。
- 2 前項に定めるもののほか、役員・職員等は、行政機関又は報道機関等への通報を行った者に対して、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱い又は嫌がらせをしてはならない。

(不利益な取扱いに係るフォローアップ)

- 第15条 公益通報窓口の従事者は、公益通報窓口への公益通報等について第10条第3項の通知を行ったときから60日を経過後、速やかに、公益通報者の連絡先が分からない場合を除いて、当該公益通報者に連絡をし、不利益な取扱いを受けていないか否かを確認しなければならない。
- 2 公益通報窓口は、役員・職員等から前条第1項若しくは第2項の不利益取扱いを受けている旨の通報があった場合、又は前項の確認の結果、当該者から不利益な取扱いを受けている旨の報告があった場合には、当該報告を新たな公益通報等として、第6条の規定に従い受け付けるものとする。

(秘密保持義務)

- 第16条 公益通報対応業務に関与する者は、公益通報対応業務に当たり、公益通報者を特定させる情報その他の公益通報等に係る情報を、他者に共有してはならない。
- 2 公益通報対応業務に関与する者は、公益通報対応業務に当たり、調査協力者を特定させる情報を、他者に共有してはならない。

- 3 役員・職員等は、コンプライアンス委員会（同委員会が依頼した外部の専門家を含む）により法令違反行為に関する調査が行われた場合において、当該調査の対象となる事実に関する情報を、他者に共有してはならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、役員・職員等・退職者は、この要綱に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

（通報者探索の禁止）

第17条 役員・職員等は、公益通報窓口への公益通報者を特定しようとしてはならない。

（救済・回復等）

第18条 第14条又は前2条の規定に違反する行為があったことが明らかになった場合には、協会は、当該行為によって生じた被害等について、適切な救済・回復措置等を講じるものとする。

（懲戒処分等）

第19条 第14条、第16条又は第17条の規定に違反する行為があったことが明らかになった場合には、協会は、当該行為に関与した者に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他の適切な措置をとるものとする。

（記録）

第20条 コンプライアンス委員会事務局は、公益通報窓口において受け付けた公益通報等への対応に関する記録を作成し、対応終了後協会文書等管理規程第44条の規定に基づき保管するものとする。

- 2 前項の規定により保管した記録は、現に従事者として指定され、公益通報対応業務に従事している者のみが閲覧可能な状態に置かなければならない。

（運用状況の点検、改善及び開示）

第21条 コンプライアンス委員会は、本体制について定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて、本体制の改善を行わなければならない。

- 2 コンプライアンス委員会は、本体制の運用実績の概要（年間の通報件数、是正の有無、対応の概要、公益通報等の利用を行いやすくするための活動状況等）について、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において役員及び職員等に開示する。

（補則）

第22条 この要綱の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。

年 月 日

様

公益財団法人神奈川県公園協会

理事長

公益通報対応業務従事者の指定書

当協会は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第1項及び公益財団法人神奈川県公園協会公益通報者保護に関する要綱（以下「通報者保護要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、貴殿が公益通報（窓口・対応業務）を行う期間において、貴殿を公益通報対応業務従事者に指定します。

（弁護士以外の者を従事者として指定する場合は、次の内容を加える。）

当協会は、【所属名・役職名】の貴殿を、【相談窓口に対してなされた通報について／案件番号●●に関する公益通報対応業務の一切について】、【相談窓口の担当者である期間において／案件番号●●に関する公益通報対応業務の終了までの期間において、】公益通報対応業務従事者（通報者保護要綱第5条第2項）に指定します。

公益通報者保護法上、公益通報対応業務従事者、又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない（公益通報者保護法第12条）こととされており、当該規定に違反した場合は、30万円以下の罰金の対象となります（公益通報者保護法第21条）。この守秘義務は、従事者として指定される期間はもとより、従事者指定が解除された後であっても遵守しなければなりません。

このことを踏まえ、公益通報に関する情報については、慎重な取扱いをしてください。

従事者指定日 年 月 日

以上

公益通報対応業務従事者指定における誓約書

公益通報者保護法上、公益通報対応業務従事者、又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない（公益通報者保護法第12条）こととされており、当該規定に違反した場合は、30万円以下の罰金の対象となります（公益通報者保護法第21条）。この守秘義務は、従事者として指定される期間はもとより、従事者指定が解除された後であっても遵守しなければなりません。

このことを踏まえ、公益通報に関する情報については、慎重な取扱いをしてください。

私は、 年 月 日付けで従事者の指定を受けるに当たり、上記事項についての説明を受けました。公益通報対応業務従事者として指定される期間はもとより、公益通報対応業務従事者ではなくなった後においても、公益通報者保護法第12条に定める守秘義務を守ることを誓約いたします。

年 月 日

公益財団法人神奈川県公園協会理事長 様

従事者氏名 _____